

議 事 録

会 議 名	平成24年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成24年12月25日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 本庁舎3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男      会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務      2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔      4番 石黒 明 5番 藤井 彰      7番 木村長茂		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥      副主幹：原田健伸      主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明願について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成24年第12回定例総会を開会いたします。 欠席委員はおりません。8名全員出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、5番藤井委員と6番脇委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号40号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号40号を朗読) 申請農地は、位置図にありますとおり、さむかわ中央公園西側の農振農用地内にある水田です。当案件は、譲渡人が相続により農地を取得しましたが耕作が難しいため、規模拡大を希望していた譲受人に所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯3人で農業に常時従事しており、トラクターや田植機等の大型農機具を所有し、水稻のほか、葉菜、根菜類等の野菜を栽培し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から申請地までの通作距離は約500mで、徒歩でも約5～6分の所にあります。また、当該申請農地を含め、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、この地区の地区担当は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。 当農地は農用地区域にあり、現況は優良農地であります。譲受人は篤農家でありまして、多くの種類の野菜を栽培しよくやっておられるので、問題はないと思われまます。 では、これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号について、</p>		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号40号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号41号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号41号を朗読)

申請農地は、位置図にありますとおり、茅ヶ崎市境近くの水田で、西側の筆を当時の建設省が買収した残地のようです。当案件も、譲渡人が相続により農地を取得しましたが、高齢のため耕作が難しく、東側の隣地水田の所有者である譲受人が一体で利用活用するというので、所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯3人で農業に常時従事しており、トラクターや田植機等の大型農機具を所有し所有している農地をすべて効率的に耕作しております。申請地までの通作距離は約250mで、徒歩で約5分の所にあります。また、当該申請農地を含め、耕作する農地の面積が寒川町農業委員会の定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：譲受人本人は全農に勤められていた方で、奥さん、お母さんと年間農業に従事しております。田んぼのほか、畑の野菜も耕作しております。現地を見に行きましたが、東側にある隣の田んぼはきれいに耕作されておりました、問題はないと思われます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号41号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

次に、日程第2、農地造成工事施工承認願について、議案番号42号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号42号を朗読)

位置図にありますとおり、この2筆は岡田の農用地区域にある田です。特に草刈りの通知を出すほど荒れてはいなかったのですが、施工業者は、今年度何度か寒川町で農地造成を行っている業者です。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

7 番：当農地は、寒川東中と相模線に挟まれた所にあり、相模線に向かって右側は埋め立てられて畑に、左側は田んぼとなっております。ここは毎年稲を作られて、本人は「やめようかな」と言っていました、今年も作っておりました。畑にして耕作を続けられるのかと思われます。特に問題はありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

	<p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号４２号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第３、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号９８号から１００号の３件、日程第４、農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について、報告番号１０１号及び１０２号の２件、日程第５、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について、報告番号１０３号から１０５号の３件、日程第６、農地法第５条第１項第６号目的の買受適格証明願について、報告番号１０６号の１件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号９８～１０６号を朗読)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成２４年第１２回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	<p>１．平成２４年第１２回定例総会議案及び位置図</p>

議事録署名人（５番） 藤 井 彰 議事録署名人（６番） 脇 文 亮

本議事録は、平成２５年１月２３日、承認・署名を得て確定しました。